
プロジェクト **リスク分担型企業年金に関する会計処理**
第 85 回退職給付専門委員会及び第 346 回企業会計基準委員会で聞か
れた意見
項目

本資料の目的

1. 本資料は、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)に寄せられたコメントへの対応及び本公開草案に事務局の修正の提案を反映した文案について、第 85 回退職給付専門委員会(2016 年 10 月 3 日開催)及び第 346 回企業会計基準委員会(2016 年 10 月 6 日開催)で聞かれた主な意見をまとめたものである。

特例掛金が拠出される場合の取扱い

第 85 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

2. 特例掛金に関して、将来、拠出する他の掛金を減額することで、掛金の総額が変わらないように拠出する旨を規約に定めることが制度上可能かどうかという点が必ずしも明らかになっていない状況において、実務対応報告に詳細に記載してもよいかという点を懸念する。
3. 特例掛金を拠出する旨を規約に定める場合の取扱いは、企業が追加的な拠出義務を負わない場合の例示とする方が、有用である。
4. 実際に特例掛金を拠出した場合に分類の再判定が必要となるかどうかというコメントに対しては、コメント対応表の中で対応を明記した方がよい。

他の退職給付制度からの給付の補填がある場合の取扱い

(事務局提案に賛成する意見)

第 85 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

5. リスク分担型企業年金の会計上の分類について、他の退職給付制度からの給付の補填の有無も考慮して判断するという事務局の提案に賛成する。
6. 事務局の提案には賛成するが、仮に今後、確定給付制度と確定拠出制度のハイブリッド型の退職給付制度が新たに導入された場合には、当該制度に関する取扱いを改めて検討する必要がある。

第 346 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

7. 本論点への対応はコメント対応表の記載のみで十分のようにも思われるが、リスク

分担型企業年金の会計上の分類について、他の退職給付制度からの給付の補填の有無も考慮して判断する旨を結論の背景に追記する事務局の提案に賛成する。

(記載内容を見直す必要があるという意見)

第 85 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

8. 本論点への対応として、実務対応報告への記載は不要と思われるが、これまでの議論を踏まえると、他の退職給付制度からの給付の補填がある場合の取扱いを明確化することは、一定程度理解できる。ただし、一般的な事例ではないと考えるので、記載内容の見直しが必要である。

分類の再判定の結果、確定給付制度に分類された場合の取扱い

第 85 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

9. 本実務対応報告で取扱いを示さない理由として、過去勤務費用の定義に波及する可能性がある点を記載すると、誤解を招きかねないので、当該記載は見直すべきではないか。
10. 本実務対応報告で取扱いを示さない理由として、過去勤務費用の定義に波及する可能性がある点を記載した方が分かりやすい。
11. 本実務対応報告で取扱いを示さない理由は、もう少し簡潔に記載した方がよいのではないか。

第 346 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

12. 本実務対応報告で取扱いを示さない理由の一つとして、過去勤務費用の定義に該当するか否かを記載すべきかについては、論点の所在を明らかにするために、記述を残しておいた方がよいと考える。

その他

(分類の再判定が行われる場合の取扱いに関する意見)

第 346 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

13. 分類の再判定にあたって、追加的な拠出義務の有無は、将来に向かって判定する必要があり、その点も含めて記載すべきと考える。

(注記事項を求める理由に関する意見)

第 85 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

14. 本実務対応報告において翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額等の注記事項を求める理由に関して、高品質な開示を目指す観点からはまだ十

分とは言えないが、事務局の修文内容でもやむを得ないと考える。

(「公表にあたって」に関する意見)

第 85 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

15. 本実務対応報告の記載内容は複雑であるため、フローチャート等を作成すると分かりやすいのではないか。

以 上